

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見書

2014年（平成26年）7月16日

日本弁護士連合会

当連合会は、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（以下「大綱」という。）に対して、以下のとおり意見を述べる。なお、当連合会は、2014年6月19日付け「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に対する意見書を発表しており、同意見も参照されたい。

第1 大綱「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」 （第2-II-1）

同 「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い」（第3-II-1）
について

1 意見の趣旨

パーソナルデータの利活用についての枠組みは、個人情報保護法とは別に個別法によるべきであり、また、個人情報保護法に定める個人データ等を本人の同意無しに第三者提供可能とするべきではない。

2 意見の理由

(1) 大綱では「パーソナルデータの利活用により、多種多様かつ膨大なデータを、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出が期待される」、「本人の同意を必要とする現行法の仕組みは事業者にとって負担が大きく、利活用の壁の1つとなっている」として、本人の同意無しにパーソナルデータを第三者提供可能にする枠組みを作るとしている。

(2) しかしながら、イノベーションや新ビジネスといった主に経済的観点を強調して、プライバシーという基本的人権が蔑ろにされることがあってはならない。本人の同意は、個人情報保護における重要な制度であり、現行法上、個人のプライバシー保護を実効化ならしめる制度が他にない状況で、イノベーションを理由に、本人の同意無しに第三者提供することは許されない。

大綱第2 I 2 (1) ②においても、本人が意図しない目的でパーソナルデータが利用されるなどの不安を解消することが課題として挙げられているが、それにもかかわらず、本人の同意を不要とする制度を設けることは、矛盾と言わざるを得ない。

パーソナルデータに関する規制は、経済的観点と個人の諸権利の調整及びデータの特質に応じた弾力的かつ迅速な対応が求められるものであり、個人情報保護法の改正によるのではなく、個人データに該当しない情報について、個別法の制定により可能とするべきである。

第2 大綱「第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」(第2-Ⅱ-3)

同 「第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保」(第3-Ⅳ)について

1 意見の趣旨

第三者機関の設立は賛成であり、早急に実現するべきである。

2 意見の理由

独立した第三者機関の設置は、当連合会が繰り返し求めてきたところであって、速やかに実現されるべきである。

第3 大綱「機微情報」(第3-Ⅲ-(2))について

1 意見の趣旨

機微情報の取得を原則禁止することに賛成である。もっとも本人の同意による取得が安易に認められることのないよう留意されるべきである。

2 意見の理由

思想良心に関する情報や、高度にプライベートな情報等のいわゆる機微情報(センシティブデータ)は、これが不当に流通することによる損害は著しいため、たとえ書面により同意していても、原則として取得しないという措置が必要である。これは、既に「JIS Q 15001」で規定化されているが、本来は、全ての個人情報取扱事業者に課すべき義務である。

なお、機微情報の取得については、その利用価値の高さ故に、安易に本人の同意が認められることがあってはならない。

第4 大綱「開示等の在り方」(第3-Ⅳ-3)について

1 意見の趣旨

本人開示制度について、裁判上の行使が可能であることを明らかにすることは賛成であるが、本人開示制度だけでは不十分である。

① 削除又は利用停止に関する一般規定を創設されたい。

② 相当な理由に基づく第三者による開示請求権を創設されたい。

2 意見の理由

(1) 本人開示請求権は、現在の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の保有する情報を確認する重要な権利であるにもかかわらず、裁判例等により、裁判上の請求権であることを否定するものがある。大綱が裁判上の行使が可能であることを明らかにすることは賛成である。

しかし、本人開示請求権だけでは、不十分である。

(2) 削除権については、個人情報保護法では、第27条の利用停止に規定されているだけであるが、自己の望まないデータ保有を削除する権利は個人の人格権に由来する権利であり、不当・不必要な個人情報の削除権を一般的な権利とするべきである。特に、削除権は、欧州議会の司法委員会でEUデータ保護規則が可決されたこともあり、グローバリゼーションの観点からも必要である。

(3) また、個人情報保護法の下に、例えば悪徳業者の住所等が保護されることは、消費者の被害回復にとって重大な障害になりかねない。

当連合会2006年7月20日付け「個人情報保護法制の改正に関する意見書」で、第三者提供の一般条項を追加すべきことを意見しているが、現在も未対応のままである。民事上の請求権として、第三者からの相当な理由に基づく開示請求権を規定するべきである。

第5 大綱「取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い」(第3-VI-1)について

1 意見の趣旨

現状では5000件要件の撤廃は慎重であるべきである。ただし、5000件要件に代わる措置を検討することについては賛成である。

2 意見の理由

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して一律に規制をするため、事業の態様等によっては個人情報保護法の求める基準を満たすことが困難な場合もある。現時点では、5000件要件以外に明確な適用除外事由がないため、その撤廃については慎重であるべきである。もっとも、過度の負担とならないような措置を検討し、5000件要件に代えること自体は、積極的に検討されるべきである。

第6 大綱「継続的な検討課題」(第3-VII)について

1 意見の趣旨

継続的な検討課題として挙げられているものは、いずれも直ちに対応することが求められている課題である。特に名簿屋及びプロファイリングについては重点課題とされたい。これらの課題について、引き続き検討するとしながら、問題を先送りするようなことがあってはならない。

2 意見の理由

個人情報保護の在り方については、未検討の分野が多く、これらについて検討することは賛成である。

特に、現在、いわゆる名簿屋が跋扈し、消費者被害が発生していることは、教育関連企業の情報漏えい事件等でも指摘されているとおりである。悪徳業者に消費者の情報が渡らないように食い止める制度を積極的に検討されたい。

また、プロファイリングについては、EUデータ保護規則で、プロファイリングを拒否する権利が規定されており、国際的な調和を図るためには、直ちに対応することが必要である。

以上